

組合員資格の確認及び手続きについてのお願い

組合員の皆様には、組合員資格に変動が生じた場合には、当組合に書面にてお届けいただくこととなっています。下記の資格要件を確認の上、組合員資格の変更等がございましたら、お手数ですがご加入いただいた支店までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 正組合員の資格とは

- (1) 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人で、その住所又はその経営に係る土地又は施設が当組合の地区内にある方
- (2) 1年のうち90日以上農業に従事する個人で、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設が当組合の地区内にある方
- (3) 農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)で、その事務所又はその経営に係る土地が当組合の地区内にあるもの

2. 准組合員の資格とは

- (1) 当組合の地区内に住所を有する個人で、当組合の事業を利用する方
- (2) 当組合から金融、共済、購買、販売事業のいずれかを1年以上継続して利用している当組合の地区内に勤務地を有する個人で、引き続き当組合の事業を利用する方
- (3) 当組合から生産資材または生活資材の購入、農産物の出荷のいずれかを1年以上継続して利用している当組合の地区外に住所を有する個人で、引き続き当組合の事業を利用する方

★以下のような場合には手続きをお願いいたします★

- 1. 組合員がお亡くなりになられた場合
- 2. 届出いただいている情報(住所、電話番号、配当受取口座等)に変更があった場合
- 3. 結婚等により姓が変わった場合
- 4. 就農もしくは離農(正組合員のみ)した場合